

## 地方自治原則の国際標準「ヨーロッパ地方自治憲章」 「世界地方自治憲章（案）」の現在までの経緯

### ヨーロッパ地方自治憲章の経緯等

- 1985年、ヨーロッパ評議会の閣僚委員会において多国間協定として採択。  
（地方自治の原則を定義し擁護するための最初の多国間の法的文書）
- ヨーロッパ評議会加盟44ヶ国中、38ヶ国で批准（署名41ヶ国）  
（2003年2月13日現在）
  - ・署名していない国  
アンドラ、サンマリノ、スイス
  - ・批准していない国（署名していない国を除く）  
ベルギー、フランス、グルジア

### 世界地方自治憲章（案）の経緯等

- 世界地方自治憲章は、地方自治体について、その役割と「人間居住の持続的な発展に効果的に貢献する能力」を強化することを目的として、地方自治体の責務や財源についてのあるべき姿等を定めようとするものであり、ハビタット（2002年1月より『国連人間居住計画』（UN ハビタット）に改編）において検討。
- 1997年、国連人間居住センター（UNCHS：ハビタット）と都市・地方自治体協会（WACLAC）が共同で草案を作成。
- 2000年国連特別総会第1回準備会合において修正のうえ提出。
- 2001年同第2回準備会合における宣言文案からは「世界地方自治憲章」の記述は削除され、今後の取扱についても両論併記された。
- 主要国の立場
  - ・ヨーロッパは基本的に賛成。
  - ・中国は地方政府が強い権限を所有することへの懸念から反対。
  - ・アメリカは国として統一の法律を制定することにつながることに懸念から反対。
  - ・日本国政府は「世界地方自治憲章」を策定することには反対しておらず、賛成の立場。